

平成26年 11月28日

大山町議会議員 野口俊明 様

議席番号 15番

一般質問通告書

西山富三郎



次のとおり通告します。

(質問予定時間 60分)

質問事項と要旨	質問の相手
1 首長の権限は大きい。長と議員は善政競争である。 ① 首長の権限は言うまでもなく、市民から真摯に求められます。市民から真摯に求められ、約を市民のために正しく使うのが首長の仕事です。絶対に誰とも特別な関係にならない。ということが必要です。所信は。 ② 絶対に来では物事を決めないということです。議員の関係も同じで、すべてオープンな場で決めていくことです。間違いないありませんか。 ③ 市民と関係は常にオープン。隠したくない。スフィア（公的の公議の）ものである必要があります。首長や職員は自らを厳しく律して一極のグループだけが行政をつらんでしまっているように思われてはいけません。風評は聞かれますか。 ④ 問題のあるところへ行って、直接向き合ひ、本気で議論してほしいです。たとえケツカ腰の議論になってもきちんと議論することを通じて市政への関心、市政への想いが出てきます。 ⑤ 国だけでなく、市民を見よ。国より市民との信頼関係が大事です。国をみて仕事するのではなく、市民を見て仕事にしますか。 ⑥ 市民の税金を税源にしろ。神奈川をどこに出せば本来的に市民の幸せになるのか。まちづくり、まちのガ、オープンにすることが大事であります。市民を義においてあふれにも当然のことでもあります。まちづくりを進める際、市民は私的な利害関係にとらわれないとなく、公共性	町長

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。



質問事項と要旨	質問の相手
を尊重し判断するに必要となります。補助金は総合的な場合、町づくりの担い手であるという自覚を認識すべきために支給されるものです。指導は十分であり、行政は市民から税金を集めています。市民へのサービスは、この税金を基にしています。モデルをとり個人の権利と制限をしています。行政の権力は市民みんなの自由を守るためにあります。保証がありますか。 ⑤ 市長は、ふれどことなくすべての責任を負い、困難な道を選択できるように役割がある。責任ある町づくりの主体者のリーダーとしての心構え。	
② 自治体の生活困窮者自立支援について	町長
生活保護受給者の増加を事前に予防するため、生活保護費の新たな現金支給だけでなく、自立して生活できる積極的な就労支援を行うことが必要であると考え、生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法を平成25年12月5日に公布し平成26年4月に施行となっています。	
① 福祉事務所を設置していない大町市は実施主体はどこであるか、	
② 必要事業である ・ 自立相談支援事業、住居確保給付金事業、任意事業として ・ 就労準備支援事業、一時生活支援事業 ・ 家計相談支援事業、学習支援事業 状況はどうか、詳しくは、	
③ 社会的排除の定義、貧困指標の認識は、	

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員長、選挙管理委員長、監査委員等とする。